

「滋賀県環境総合計画」の改定について

1. 計画改定について

- 滋賀県環境総合計画は、滋賀県環境基本条例（平成 8 年 3 月 29 日滋賀県条例第 18 号）に基づき、環境保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成 9 年 10 月に策定され、これまでに、平成 16 年 3 月、平成 21 年 12 月および平成 26 年 10 月に改定を経て、第四次滋賀県環境総合計画（以下、「現行計画」という。）に至っている。
- 現行計画では、『めぐみ豊かな環境といのちへの共感を育む社会』の実現 ～子や孫の世代まで幸せや豊かさを実感できる安全・安心な環境の創造～ を目指すべき将来像とし、平成 26 年度から平成 30 年度までの 5 年間に講じるべき施策の展開を示しています。
- 平成 30 年度末で現行計画が終了することから、今後の滋賀県の環境施策のさらなる実効性を高めるため、直近の社会、経済等の様々な情勢の変化に対応するため、平成 31 年 3 月の改定を目指して計画改定作業を行う。

2. 第四次滋賀県環境総合計画策定（平成 26 年度）以降の主な動き

【国内外の動き】

- 平成 27 年(2015 年)9 月に国連において「持続可能な開発のための 2030 年アジェンダ」が採択され、途上国だけでなく先進国を含む全ての国に適用される SDGs（持続可能な開発目標）が示された。
- 平成 27 年(2015 年)11 月から 12 月にかけてフランスのパリで開かれた COP21(国連気候変動枠組み条約第 21 回締約国会議)において、2020 年代以降の温室効果ガス排出削減のための新たな国際枠組み「パリ協定」が採択され、全ての国が参画する取組の推進や世界共通の長期目標として「2℃目標」の設定などが示された。
- 国では、これらの状況を踏まえて、平成 28 年 2 月 28 日に中央環境審議会に環境基本計画の改定を諮問し、現在、SDGs の考え方を活用するとした「中間取りまとめ」を公表し、検討を進めている。
- 平成 27 年(2015 年)9 月に「琵琶湖の保全及び再生に関する法律」が制定され、琵琶湖を「国民的資産」と位置づけられ、自然と共生する社会の実現に資するとして、「琵琶湖を健全で恵み豊かな湖として保全及び再生」を図るとされた。

【県の取組の進展】

- 環境保全に関連する各分野別計画が策定、改定された。
 - ◇生物多様性しが戦略の策定（平成 27 年(2015 年)3 月）
 - ◇第三次滋賀県環境学習推進計画の策定（平成 28 年(2016 年)3 月）
 - ◇琵琶湖森林づくり基本計画の改訂（平成 28 年(2016 年)3 月）
 - ◇第四次滋賀県廃棄物処理基本計画の策定（平成 28 年(2016 年)7 月）
 - ◇琵琶湖保全再生施策に関する計画の策定（平成 29 年(2017 年)3 月）
 - ◇第 7 期琵琶湖に係る湖沼水質保全計画の策定（平成 29 年(2017 年)3 月）
 - ◇滋賀県低炭素社会づくり推進計画の改訂（平成 29 年(2017 年)3 月）

- 「琵琶湖新時代」に向けて、県としても SDGs に参画することとし、基本構想の改定に着手した。(改定予定：平成 31 年(2019 年 3 月))
- 平成 29 年(2017 年)4 月に、琵琶湖環境科学研究センター内に、研究開発法人国立環境研究所琵琶湖分室が開設され、これを契機として、琵琶湖での研究成果の施策化・実用化による地方創生の取組を開始した。

3. 第四次滋賀県環境総合計画の主な成果

- 現行計画では、3つの基本目標「環境の未来を拓く『人』・『地域』の想像」、「琵琶湖環境の再生と継承」および「低炭素化など環境への負荷が少ない安全で快適な社会の実現」に対し、7つの分野に示した取組の方向性に沿って取り組みが実施され、現行計画の策定以降に、各分野別計画が改定され、施策の進展が見られた。
- 複雑化・多様化した課題への対応として、琵琶湖環境研究推進機構、滋賀県環境学習等推進協議会が発足した。琵琶湖環境研究推進機構では、最初に取り組むテーマとして「在来魚介類のにぎわい復活に向けた研究」とし、森・川・里・湖のつながりに着目した「生息環境」に関する研究と、「餌環境」に関する研究が進展した。

4. 計画改定の視点

- 現行計画の策定後に、県も参画を表明した SDGs や、「琵琶湖新時代」、「琵琶湖の保全再生施策に関する計画」で掲げた「琵琶湖を『守る』と『活かす』の好循環」の概念など、新たな考え方を反映し、各分野で共有する将来像など、今後の環境施策の大きな方向性(基本理念) など、提示する。
- これまでに取り組んできた森・川・里・湖のつながりや、暮らしと湖の関わりに加え、複数課題の統合的な解決を特徴の1つとする SDGs の理念に則して、施策の方向を再確認し、経済や社会も視野に入れた環境課題の解決に向けた取組方針を提示する。
- 現行計画に示す「分野別計画における進捗状況の評価を活用し、各基本目標に掲げる施策を総合的に点検・評価する」進行管理を基本的に継承し、環境総合計画と分野別計画との関係性を踏まえた連携により、役割分担による効果的な推進を提示する。

5. 全体スケジュール

- 平成 30 年 1 月 環境審議会に諮問 (環境企画部会にて 5 回程度の審議)
- 平成 30 年 8 月 環境審議会から答申
- 平成 30 年 9 月 県民政策コメント実施
- 平成 30 年 11 月 県議会で策定状況報告
- 平成 31 年 2 月 県議会で議案提出

第四次滋賀県環境総合計画の改定について（概要）

環境総合計画について

- ・滋賀県環境基本条例第12条に基づき、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために定める計画。
- ・平成30年度末で現行計画が終了するため、現行計画策定後の状況を踏まえ、環境審議会の意見を聴き、改定する。

国内外の変化

- ・SDGs、パリ協定の採択。
- ・「琵琶湖の保全及び再生に関する法律」の制定。
- ・SDGsの考え方を反映した、国の環境基本計画の改定検討中。

県の取組の進展

- ・分野計画の策定・改定による進展。
- ・県としてSDGsに参画。
- ・琵琶湖を「守る」と「活かす」ことの好循環に向けた取組開始。（琵琶湖保全再生計画）
- ・国環研琵琶湖分室の設置を契機とした地方創生の取組開始。

複雑化・多様化した課題への対応

- ・森・川・里・湖のつながり等に着目した、在来魚介類のにぎわい復活に向けた研究の進展。

第四次環境総合計画の改定

改定の基本的考え方(案)

(1) SDGs等の新たな考え方の反映

- ・SDGs、琵琶湖新時代、「守る」と「活かす」の好循環、の考え踏まえて、今後の環境施策における基本理念を提示。

(2) 経済・社会も視野に入れた取組方針の提示

- ・森・川・里・湖のつながりや、暮らしと湖の関わりなどに加え、各分野で課題のつながりを視野に入れた取組方針を提示。

(3) 分野別計画との連携による効果的な推進

- ・環境総合計画と分野別計画との関係性を踏まえた連携による効果的な推進について提示。

施策の方向性

(案) 分野別計画を通じた施策の推進

※第四次環境総合計画の柱立て

- ・環境学習
- ・環境産業
- ・琵琶湖環境
- ・生物多様性
- ・低炭素社会
- ・環境リスク
- ・廃棄物

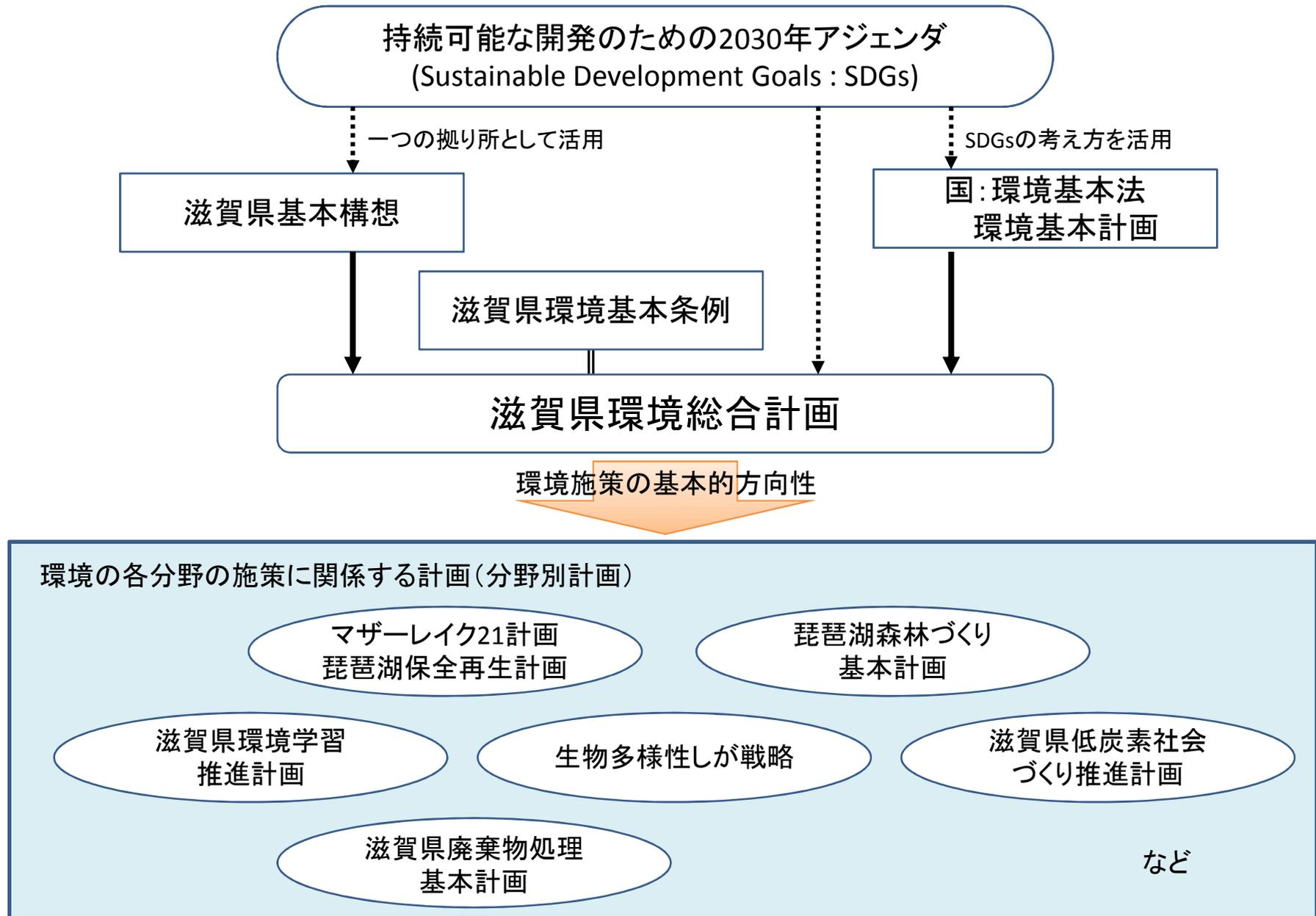
第四次滋賀県環境総合計画策定（平成26年度） 以降の主な動き

参考1

年	県内の環境関連事項	国内外の環境関連事項
平成26年 (2014)	<ul style="list-style-type: none"> ・「琵琶湖環境研究推進機構」発足(4月) ・「第四次滋賀県環境総合計画」策定(10月) ・「滋賀県環境学習等推進協議会」発足(10月) 	<ul style="list-style-type: none"> ・「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」改正(5月) ・「地域自然資産区域における自然環境の保全及び持続可能な利用の進に関する法律」制定(6月) ・第15回世界湖沼会議開催(ペルー・イタリア)(9月) ・持続可能な開発のための教育(ESD)に関するユネスコ世界会議(愛知県名古屋市、岡山市)(11月) ・気候変動に関する政府間パネル(IPCC)第5次評価報告書 統合報告書公表(11月)
平成27年 (2015)	<ul style="list-style-type: none"> ・「生物多様性しが戦略」策定(3月) ・「琵琶湖森林づくり条例」改正(3月) ・「滋賀県水源森林地域保全条例」制定(3月) 	<ul style="list-style-type: none"> ・第7回世界水フォーラム開催(テグ市およびキョンジュ市・韓国)(4月) ・「琵琶湖とその水辺景観-祈りと暮らしの水遺産」が日本遺産に認定(4月) ・「食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針」策定(7月) ・「琵琶湖の保全及び再生に関する法律」制定(9月) ・国連「持続可能な開発のための2030アジェンダ」(持続可能な開発目標:SDGs)採択(9月) ・気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21;パリ・フランス)「パリ協定」採択(11月)
平成28年 (2016)	<ul style="list-style-type: none"> ・「第三次滋賀県環境学習推進計画」策定(3月) ・「しがエネルギービジョン」策定(3月) ・「琵琶湖森林づくり基本計画」改訂(3月) ・「第四次滋賀県廃棄物処理計画」策定(7月) 	<ul style="list-style-type: none"> ・「琵琶湖の保全及び再生に関する基本方針」策定(4月) ・富山でG7環境大臣会合開催(5月) ・「パリ協定」発効(11月) ・気候変動枠組条約第22回締約国会議(COP22)(モロッコ・マラケシュ)(11月) ・第16回世界湖沼会議開催(インドネシア・バリ)(11月)
平成29年 (2017)	<ul style="list-style-type: none"> ・「琵琶湖保全再生施策に関する計画」策定(3月) ・「第7期琵琶湖に係る湖沼水質保全計画」策定(3月) ・「滋賀県低炭素社会づくり推進計画」改定(3月) ・国立環境研究所琵琶湖分室の開設(4月) 	<ul style="list-style-type: none"> ・第五次環境基本計画策定に向けた中間とりまとめの公表(8月) ・気候変動枠組条約第22回締約国会議(COP22)(モロッコ・マラケシュ)(11月)

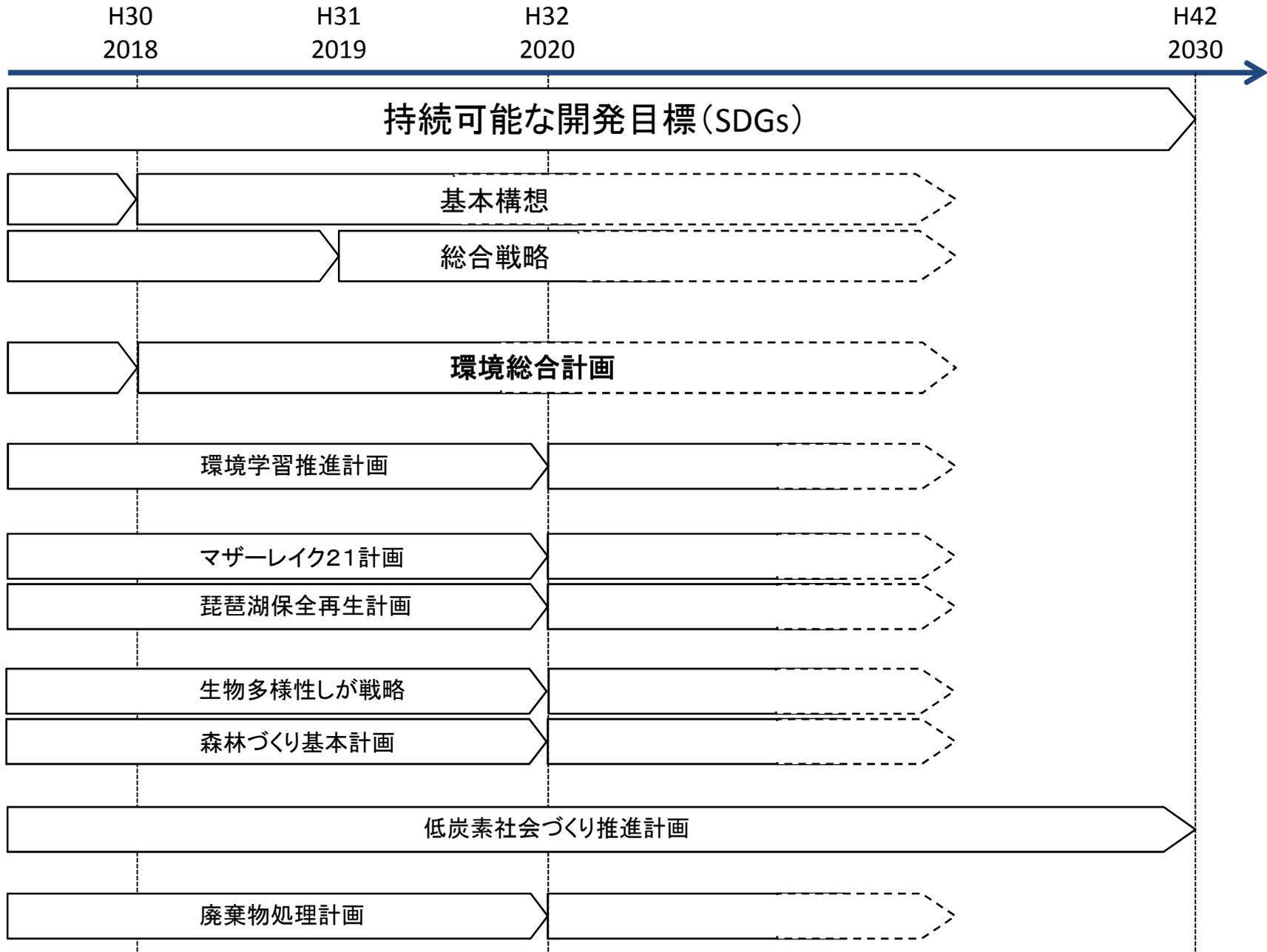
環境総合計画の位置付け

参考2



関連計画の計画期間

参考3



第四次滋賀県環境総合計画の改定議論で想定する論点

○ 環境総合計画の役割と機能、他の分野別計画との関係について

(留意点)

- ・現在、各分野別計画において様々な取組を総合的に位置付け、推進されている。
- ・この様な中、分野別計画との連携も視野に入れて、効果的に滋賀県の環境政策を推進する上で、環境総合計画に求められる役割と機能について、改めて確認が必要。
- ・なお、第四次滋賀県環境総合計画では、次のとおりとされている。

環境総合計画：各分野別計画に施策の基本的方向性を付与する

分野別計画：分野別の具体的な施策・目標は、これら分野別計画において推進する

○ 目指すべき将来像について

(留意点)

- ・近年の情勢を踏まえ、これまで分野別計画でも議論されている目指すべき将来像をどのように示していくか。

○ 長期的な目標、基本的方向性について

(留意点)

- ・将来像に向けた長期的な目標をどう設定するか。その目標に向けて、「SDGs」、「活かす」と「守る」の好循環、などのコンセプトを活用する基本的方向性を、どのように表現するか。

○ 進行管理について

(留意点)

- ・環境総合計画の役割に対して、どのような進行管理とすべきか。